

中国語版

就学ガイドブック

入学指南

日本の学校への入学手続き
日本学校的入学手续

2015年4月

2015年4月

文部科学省

文部科学省

目次

- 1 . 我が国の学校教育について 3
- 2 . 就学手続きについて 15
- 3 . 学校生活について 23
- 4 . 教育相談について 35

目 录

1. 关于我国的学校教育·····4
2. 关于入学手续·····16
3. 关于学校生活·····24
4. 关于教育咨询·····36

1. 我が国の学校教育について

① 学校教育制度

(1) 学校教育制度

●日本の学校系統図

(5ページ参照)

●就学前教育について

満3歳から小学校就学までの幼児を対象とし、幼稚園で行われています。

●義務教育について

義務教育は、満6歳～満15歳までの9年間、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部・中学部）で行われています。

●初等中等教育について

小学校は、満6歳を過ぎた最初の4月から入学することができ、6年間の教育を受けます。小学校を卒業すると中学校に入学することができ、3年間の教育を受けます。

高等学校は、小学校及び中学校における義務教育を修了した人を対象に普通教育及び専門教育を行っており、通常3年間の教育を受けます。

小学校を修了した人を対象に、6年間で義務教育（前期課程）と専門教育（後期課程）を一貫して行う中等教育学校もあります。

障害のある子供のために、特別支援学校（小学部・中学部・高等部）が設けられています。また、小学校・中学校において、特別支援学級や、主に通常の学級で授業を受けながら障害に応じた取り出し指導を受ける通級指導教室において教育を行う場合もあります。いずれの場合でも、児童生徒一人一人の障害の状態に応じたきめ細かな教育が行われています。

1. 关于我国的学校教育

① 学校教育制度

(1) 学校教育制度

●日本学校的系统图

(参考第6页)

●关于学龄前教育

是以满3 周岁到入小学前的幼儿为对象， 在幼儿园实施。

●关于义务教育

义务教育是从6 周岁至15周岁为止的九年期间， 在小学、中学中等教育学校（前期课程）以及特别支援学校（小学部、中学部）实施。

●关于初等、中等教育

孩子满 6 周岁后的第一个 4 月即可进入小学， 接受 6 年的教育。小学毕业以后可以进入中学， 接受3年的教育。

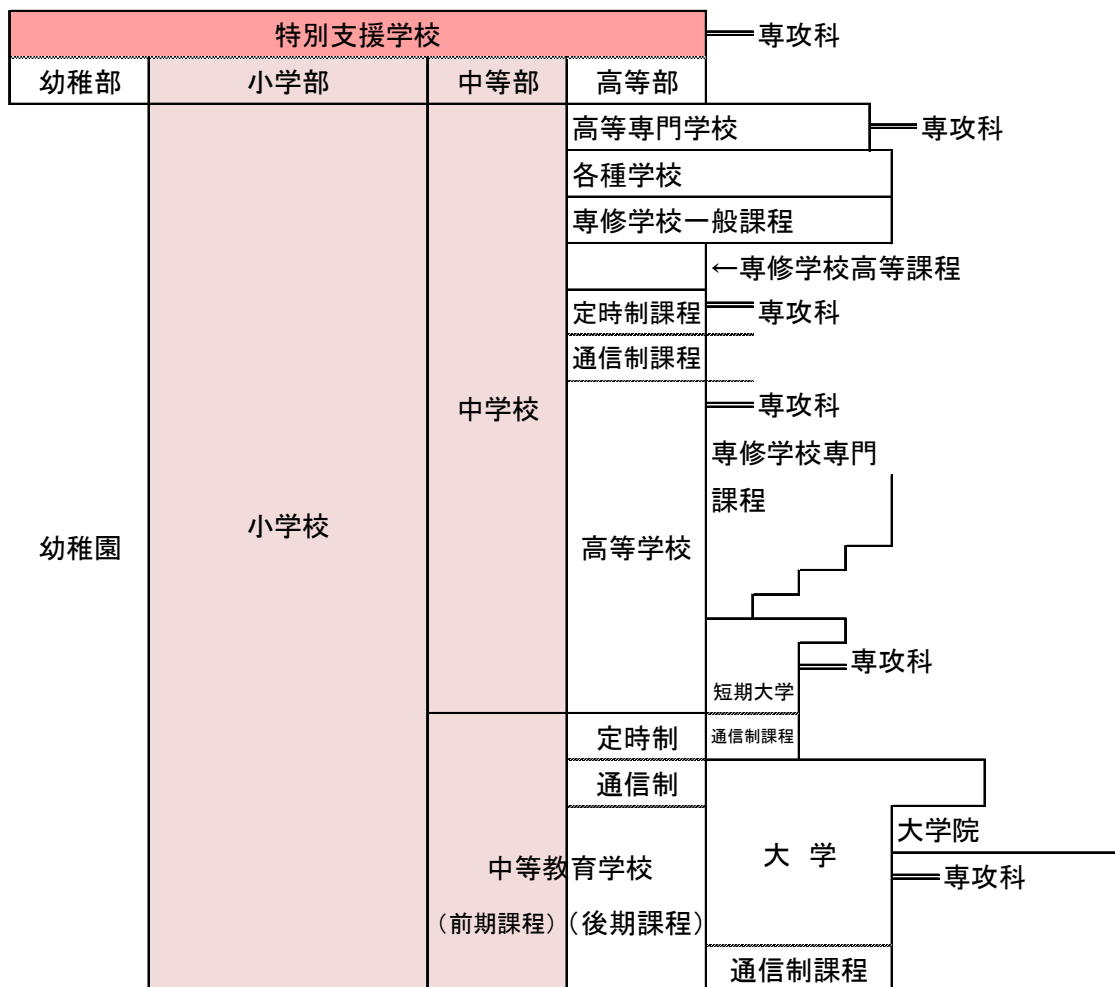
高中是以接受过小学及中学义务教育的人为对象， 实施普通教育和专业教育， 高中教育一般为3年。

以小学结业的人为对象， 也有实施6年义务教育（前期课程）和专门教育（后期）的一贯制中等教育学校。

为了残疾儿童设立了特别支援学校（小学部， 中学部， 高中部）。同时， 在小学·中学也有特别支援学级和一边主要上普通的授课一边上针对残疾儿童的特别指导的通级指导教室。无论是哪种状况都会根据每位残疾儿童， 学生的具体情况来进行相应的教育。

日本の学校系統図

就学前教育	初等教育	中等教育	高等教育
-------	------	------	------



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----

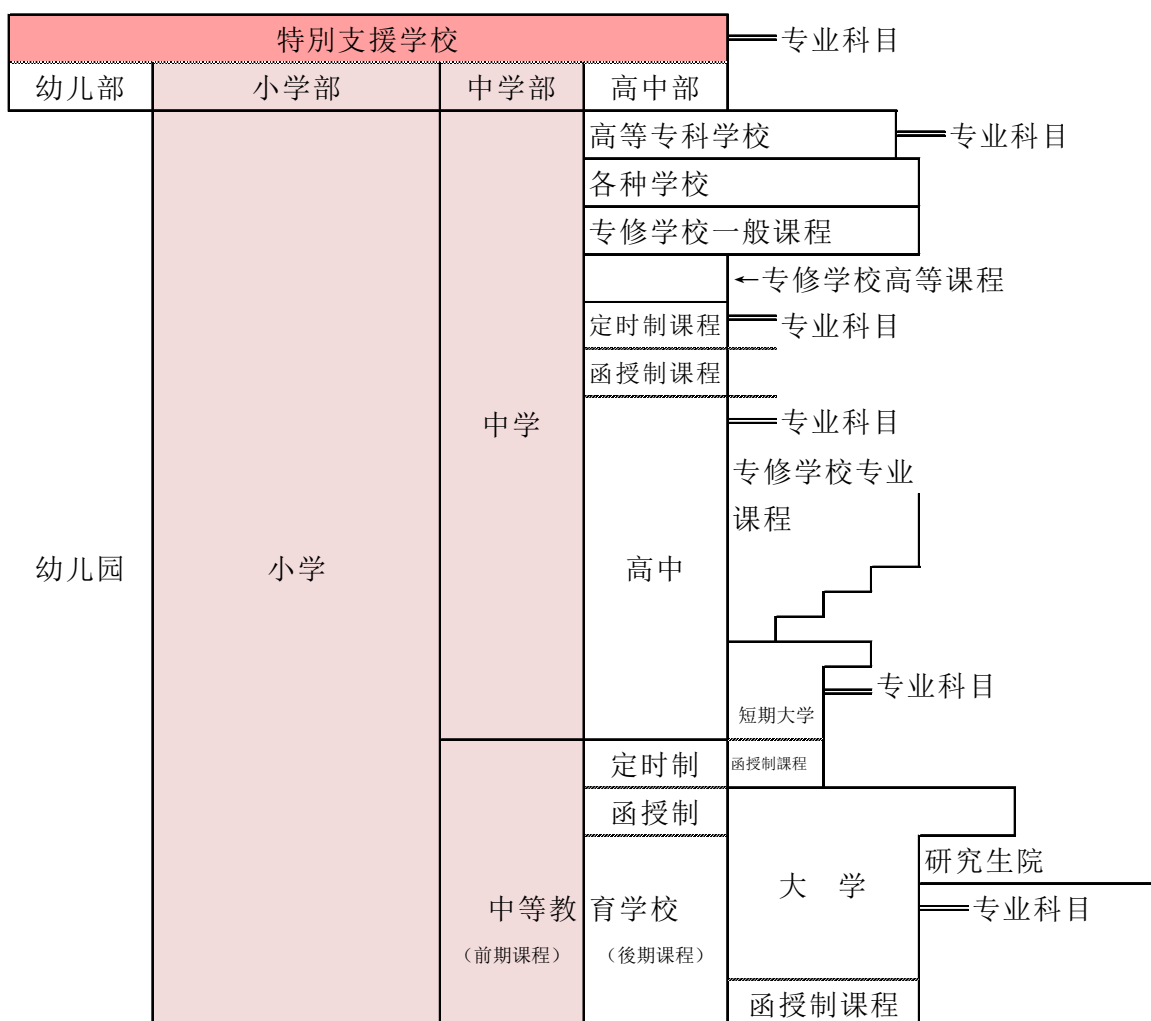
学年

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

学齡

日本学校的系统图

学龄前教育	初等教育	中等教育	高等教育
-------	------	------	------



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----

学年

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

学齡

●高等教育について

高等教育は、主として大学と短期大学で行われています。これらは、高度で専門的な教育を行う機関で、通常、大学の修業年数は4年、短期大学は2年です。さらに高度な高等教育を行う機関として大学院（2年ないし5年）があります。

なお、この他に職業等に必要な能力を育成する機関として専門学校（主に2年）があります。

(2) 教育内容

●教育課程(カリキュラム)

学校でどのようなことを学ぶかは、文部科学省が作成する学習指導要領に従って各学校が定めています。

なお、授業は通常日本語で行われます。

●教科について

①小学校及び中学校

小学校では、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動について学習します。

中学校では、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動について学習します。外国語は原則として、英語を学びます。

②高等学校

高等学校では、国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報の各教科、総合的な学習の時間及び特別活動について学習します。また、専攻科を置く高等学校においては、各学校の特色に応じた教科をあわせて学習します。

●关于高等教育

高等教育主要是在大学和短期大学实施。这些都是进行高级专业教育的机关，一般大学的学制是4年，短期大学是2年。还有进行更高级高等教育的机关—研究生院（2年至5年）。

另外，还有培养各种职业所必需的专业知识的专科学校（一般为2年）。

(2) 教育内容

●教育课程（教学计划）

在学校学习的内容是各学校根据文部科学省制定的学习指导大纲来决定的。

另外，通常用日语上课。

●关于教学科目

①小学和中学

在小学，要学习的科目有语文、社会、算术、理科、生活、音乐、图画手工、家庭及体育的各门科目，还有道德教育、外语活动，综合学习的时间以及特别活动。

在中学，要学习的科目有语文，社会，数学，理科，音乐，美术，保健体育，技术 家庭及外语的各门科目，还有道德教育，综合学习的时间以及特别活动。外语课原则上是学习英语。

②高中

在高中要学习语文，地理历史，公民，数学，理科，保健体育，艺术，外语，家庭，情报的各门科目，还有综合学习的时间以及特别活动。另外，对于有专业科的高中要根据各学校的特色教学科目来学习。

③特別支援学校

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、「自立活動」という障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための特別の指導領域があります。また、子供の障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

●教科書について

学習に使用する教科書は、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒に対して、新学年になるたびに国から無償で一人一人に給与されます。

なお、高等学校、中等教育学校（後期課程）については、国から無償給与はされません。特別支援学校の高等部については、都道府県教育委員会から購入費用の全額補助が受けられます。

※学校で使用する補助教材などは、購入費用を支払わなければなりません。

●進級・進学について

日本では、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に在籍中は飛び級の制度はなく、入学（編入学）した学年から順次、上級学年の学習へと進んでいきます。義務教育修了後、高等学校に進学する際は、通常は入学選抜試験を受けることになります。

●就学援助について

公立の小学校、中学校、特別支援学校（小学部・中学部）、中等教育学校（前期課程）の授業料は無償です。

経済的理由により、公立の小学校、中学校への就学が困難であると市教育委員会（地域によっては区教育委員会）又は町村教育委員会（以下、「市区町村教育委員会」という。）から認められた場合、学用品の購入費や学校給食費等必要な援助が受けられます。

詳しくは、お住まいの市区町村教育委員会にお問い合わせください。

③特别支援学校

在特别支援学校，以幼儿园，小学，中学，高中的教育为准的同时，也有为了改善及克服因为残疾导致的在学习或者生活上的困难的特别指导领域。称之为「自立活动」。另外，能够根据孩子的残疾状况来编制相应的灵活性的教育课程。

●关于教材

对于在中小学、中等教育学校（前期课程）以及特别支援学校的小学部和中学部学习的学生，每到新学期，都由国家免费发给每个学生学习用的教科书。

另外，对于在高中、中等教育学校（后期课程）学习的学生，国家不免费发放教科书。特别支援学校的高中部的学习的学生，可以从都道府县教育委员会得到购书费用的全额补助。

※ 在学校里，作为辅助教材使用的参考书等，需要自己支付购书费用。

●关于升级、升学

在日本的小学·中学·高中·特别支援学校的在学期间没有跳级的制度。从入学（转学插班）的学年开始依次进入高年级的学习。义务教育结束后要升高中时，一般要参加入学者选拔考试。

●关于入学援助

公立小学，中学，特别支援学校（小学部中学部），中等教育学校（前期课程）的学费是免费的。

经市教育委员会（有的地区是区教育局委员会）或者镇村教育委员会（以下统称“市区镇村教育委员会”）认定，因经济上的原因难以就读公立中小学的情况，可以得到学习用品购买费用、学校供餐费等必要的援助。

详细情况， 请您所在的市区镇村教育委员会咨询。

● 高校段階での経済的支援について

国公立を問わず、授業料にあてるための高等学校等就学支援金を受給できます（受給要件あり）。また、私立高校等に通う場合、所得に応じて支給額が加算されます。返済の必要はありません。学校から申請用紙が配付されます。

なお、各都道府県では、低所得世帯に対する、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費など）を支援するための返済不要の高校生等奨学給付金のほか、奨学金事業などを行っておりますので、お住まいの都道府県の高校担当にお問い合わせください。

●关于对高中阶段的经济支援

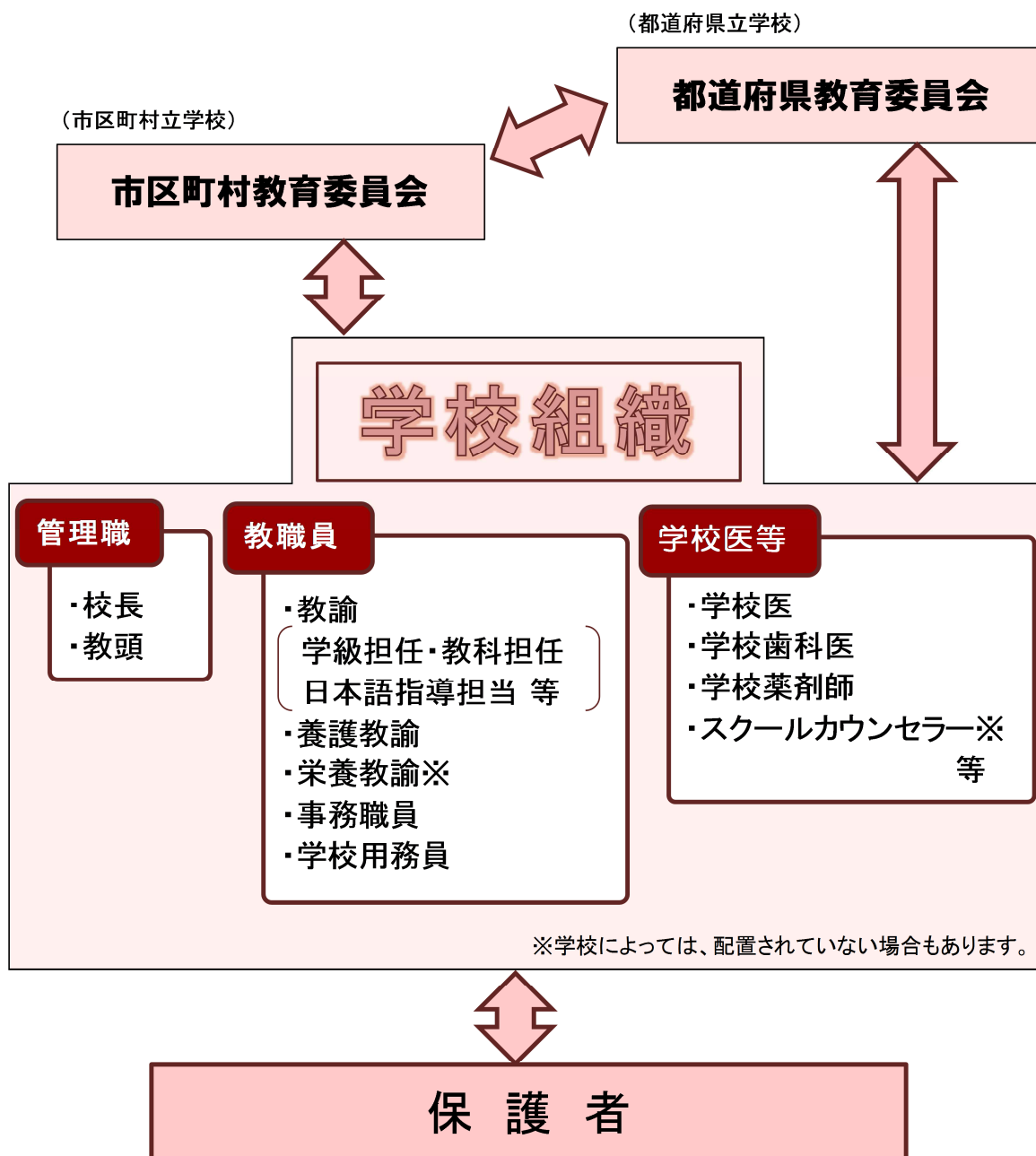
无论是国立还是私立学校，可以领取高中等就学支援费用作为学费（有领取必要条件）。还有，上私立高中等的情况可根据收入加算支付费用。不需要偿还。由学校分发申请用纸。

另外，在各都道府县，对低收入家庭需要支付的学费以外的教育费用（教科书费，教材费，学习用品费等）有为了支援高中生等的不需要偿还的奖学金供给金，也有实施奖学金事业等。请向您所在的都道府县的高中担当部门咨询。

② 学校組織

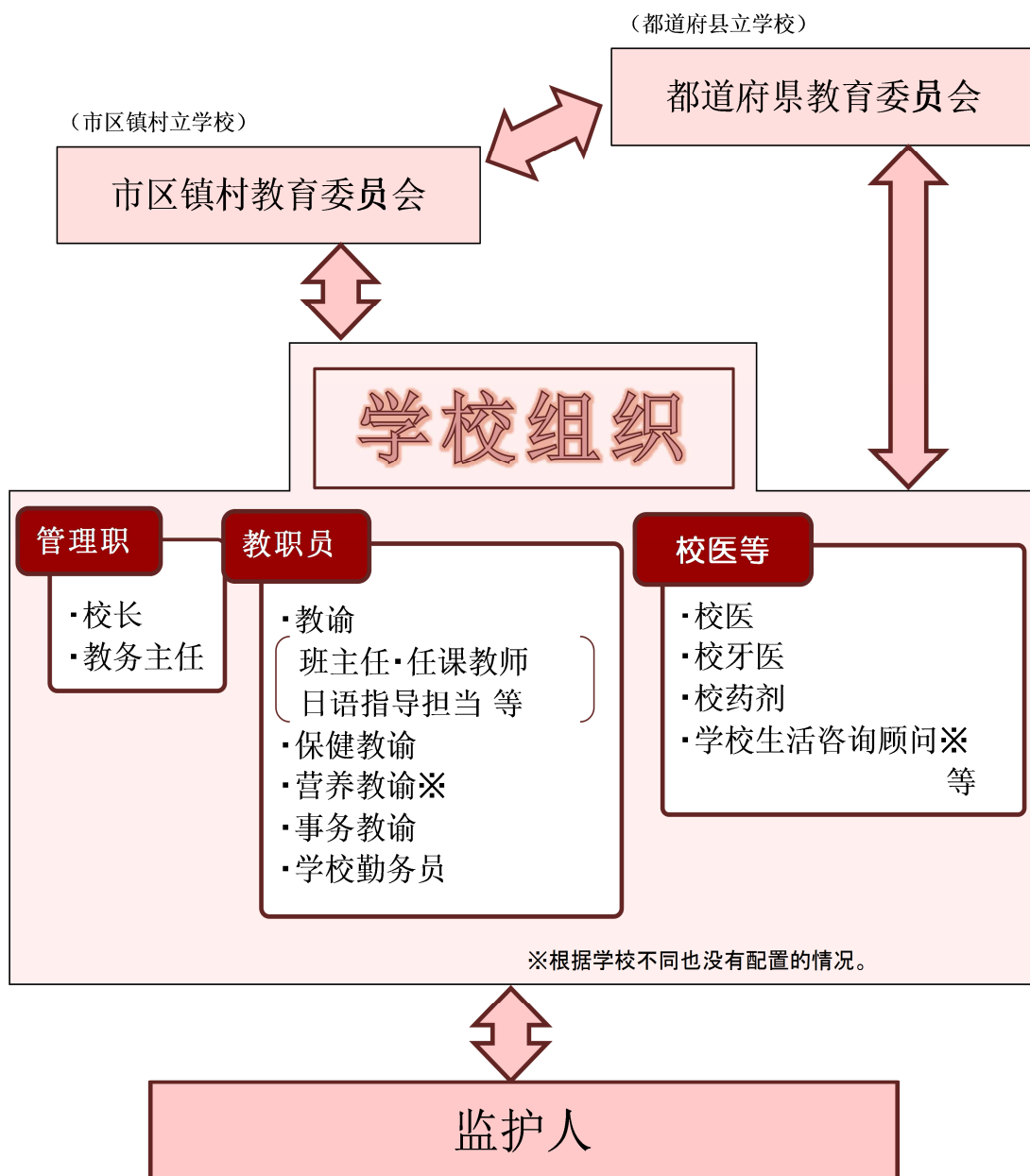
公立の小学校・中学校は市区町村教育委員会が設置しています。公立の高等学校・特別支援学校は都道府県教育委員会が設置していますが、市区町村教育委員会が設置している場合もあります。

ほとんどの学校の組織は、下記の図のようになっています。



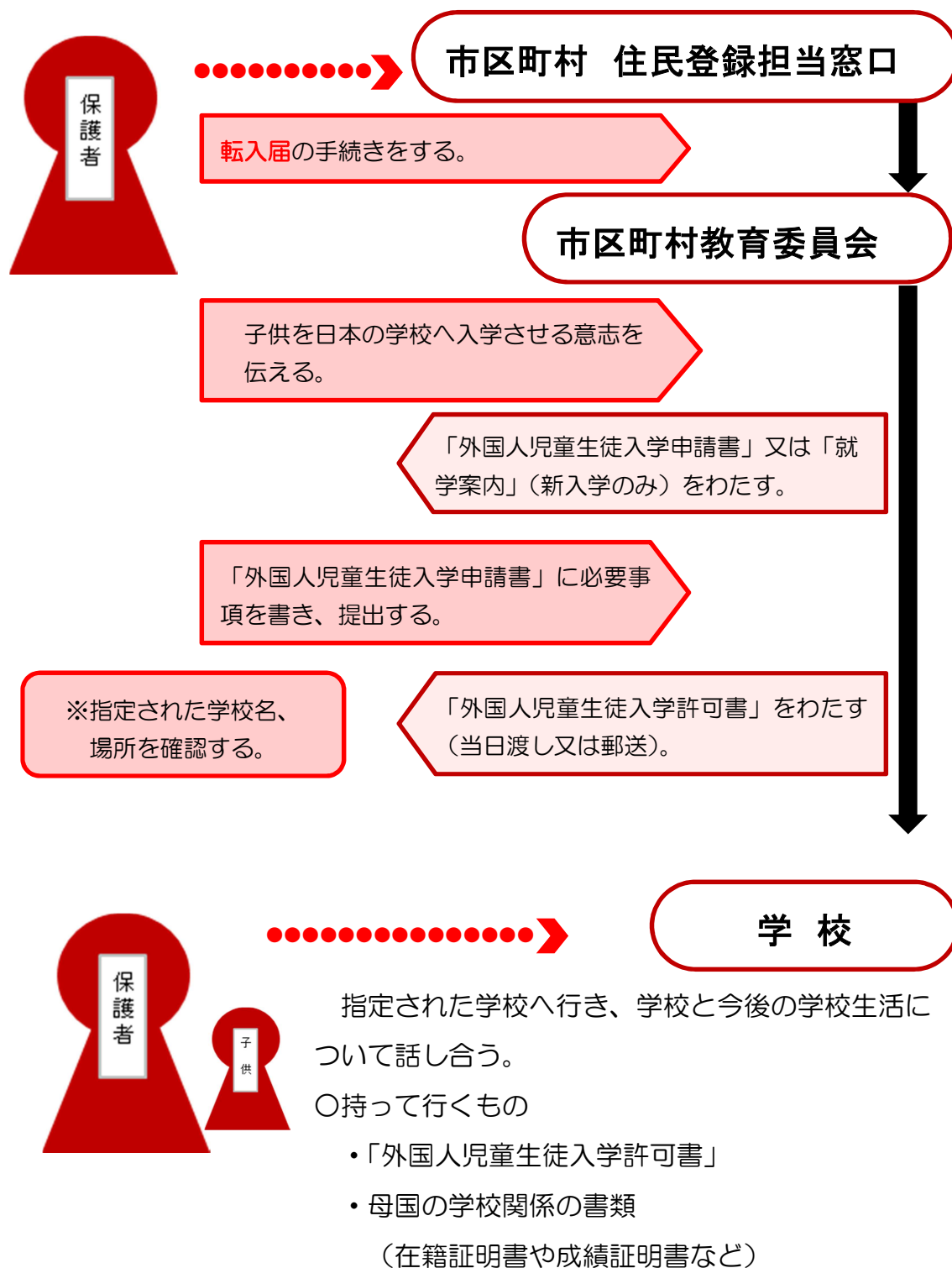
② 学校组织

公立小学・中学有设置市区镇村教育委员会。公立高中・特别支援学校有设置都道府县教育委员会，也有设置市区镇村教育委员会的状况。几乎各学校的组织如下图所示。



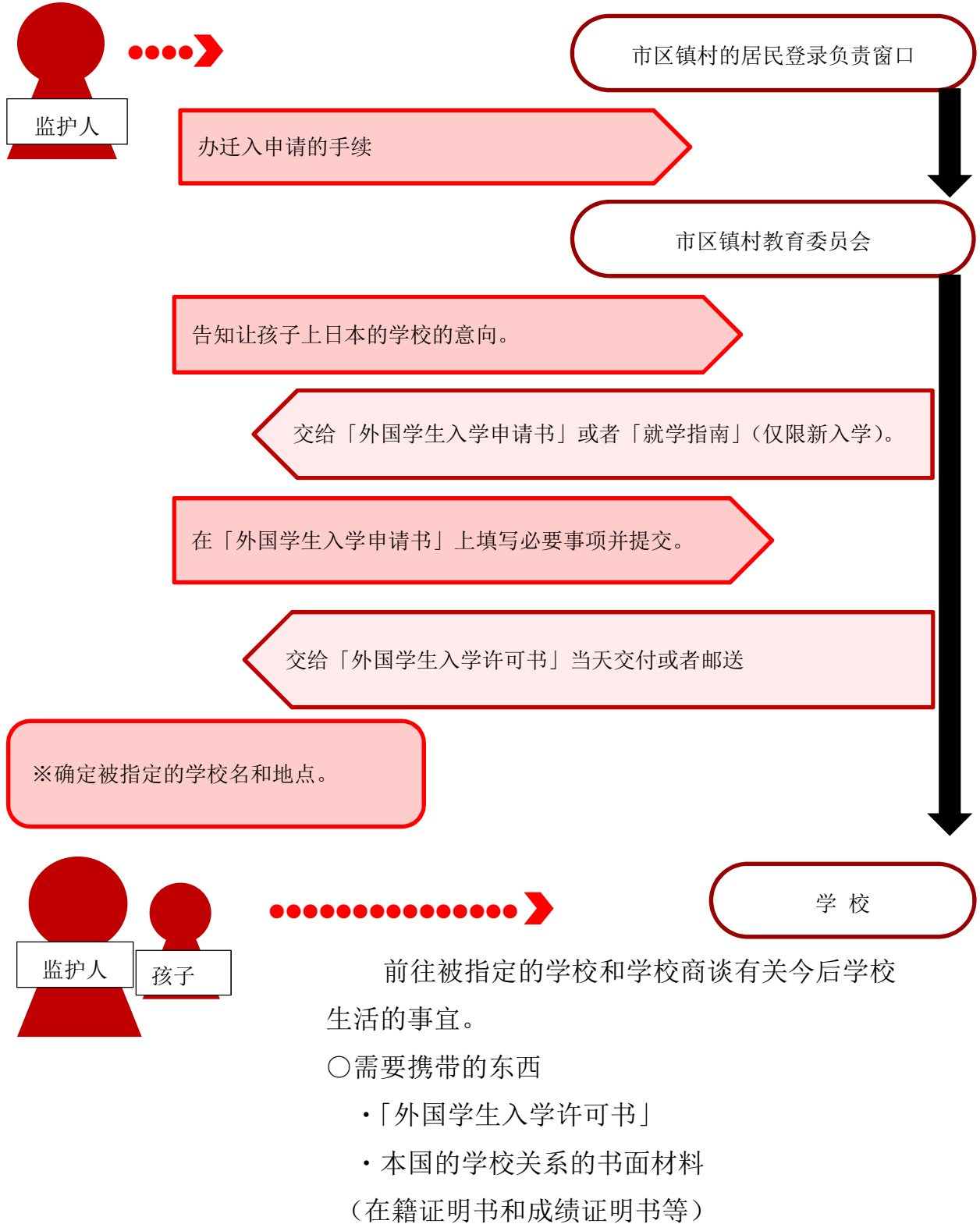
2. 就学手続きについて (小学校・中学校)

① 入学(編入学)の手続きの流れ



2. 关于就学手续（小学・中学）

① 入学（插班）手续的顺序



学校では、今後の学校生活を有意義なものにするために、次のようなことについて保護者と話し合います。

- ・児童生徒の名前と呼称
- ・性別
- ・生年月日
- ・来日年月日
- ・国籍
- ・現住所
- ・滞在期間
- ・滞在予定
- ・生育歴
- ・母国での学習歴
- ・母国での学年（就学年数）
- ・日本語学習歴
- ・病歴やアレルギーなど
- ・好きな教科
- ・得意なこと
- ・趣味・将来（進路）の希望

- ・家族構成（名前）
- ・連絡先及び方法（緊急時・勤務先・通訳等）
- ・登下校の方法
- ・家族の日本語学習歴
- ・通訳者等

外国人の子供が日本の学校教育を受ける場合、基本的には日本の子供と同じ教育を受けます。

日本の学校では、子供は年齢により学年が決められます（4月2日から翌年の4月1日までに生まれた子供は同じ学年になります）。したがって、編入した学年が、母国の学校の学年と一致しない場合があります。ただし、日本語能力が十分でない等の事情により、年齢相当の教育課程を受けることが適切でないと判断された場合は、一時的に下の学年に編入することもあります。

そのほか、市区町村によっては、日本語指導を十分に受けるために、指定された学校を別の学校に変えることができます場合があります。また、障害がある場合には特別支援学校や小学校・中学校にある特別支援学級に編入することができます場合があります。

これらについては、市区町村教育委員会に相談してください。

在学校，为了使今后的学校生活过得有意义，会和监护人商谈以下事项。

- 学生的名字和称呼
- 性别
- 出生年月日
- 来日年月日
- 国籍
- 现住所
- 逗留期间
- 逗留预定
- 成长经历
- 在本国的学习经历
- 在本国的学年（就学年数）
- 日语学习经历
- 病历和过敏症
- 喜欢的教学科目
- 擅长事项
- 爱好 将来（升学，去向）的期望

- 家庭成员（名字）
- 联系地址及方式（紧急状况・工作单位・翻译等）
- 上学放学的方法
- 家属的日语学习经历
- 翻译等

外国的孩子接受日本教育的时候，一般是和日本的孩子接受同等教育的。

日本的学校是根据孩子的年龄来决定学年的（从4月2日至第2年4月1日出生的孩子，都编入同一个年级）。因此，编入的年级会出现和本国学校的年级不一致的情况。但是，经认定，由于日语能力不足等而不能马上接受与其年龄相符的教育课程的情况下，有时也可以采取临时编入低一年级学习的措施。

此外，根据市区镇村不同，为了接受充分的日语指导不去指定的学校而可以去别的学校。另外，有残疾的状况下可以编入特别支援学校和小学・中学里的特别支援班级。

关于此类情况，请您所在的市区镇村教育委员会咨询。

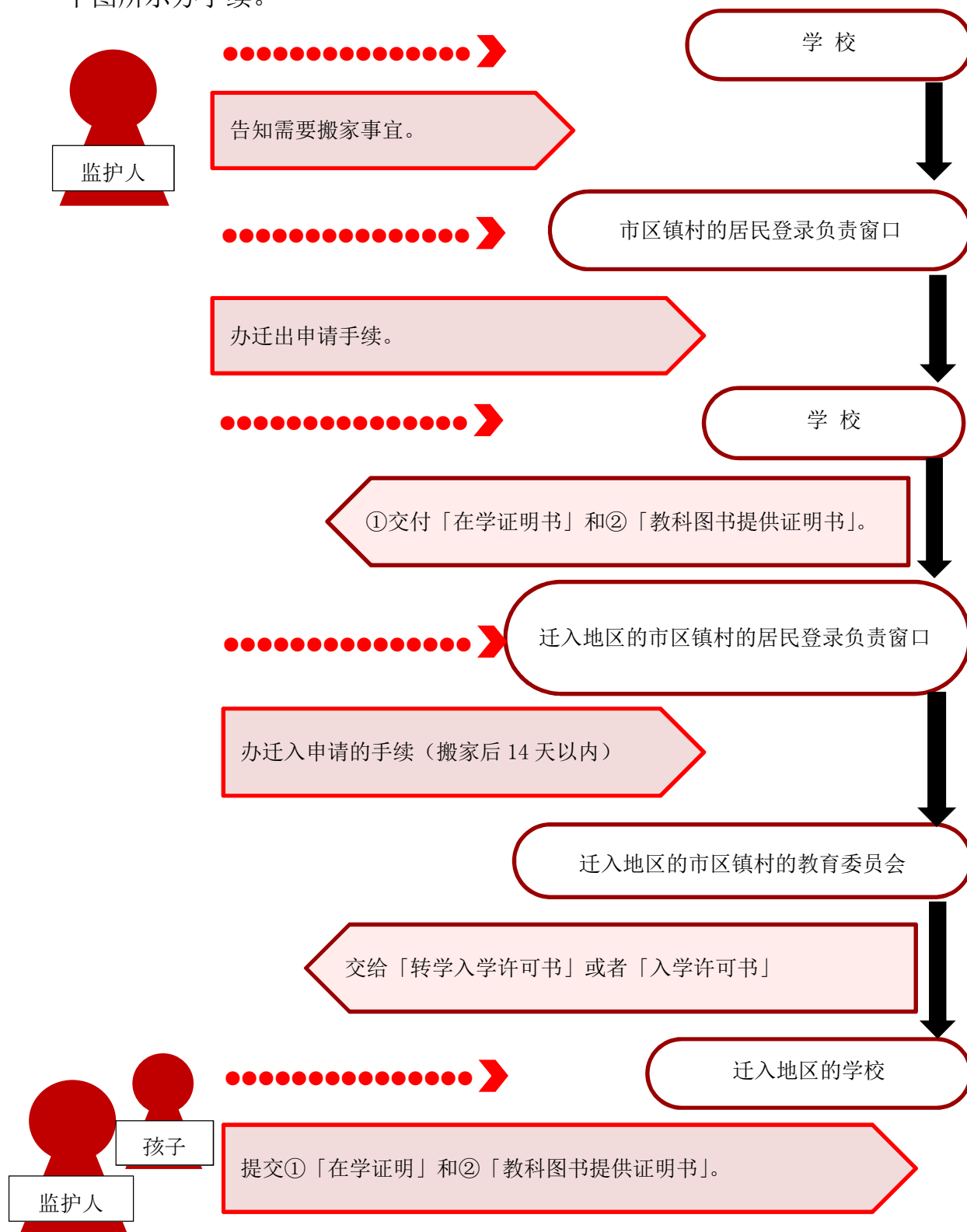
② 国内転学の手続き

日本国内での転居等により、就学すべき学校が変わる場合があります。その場合は次のような手続きが必要です。



2 在国内转校时的手续

在日本国内，由于搬家等原因有改变就学学校的情况。这种情况下依照下图所示办手续。



※以下和入学插班手续一样。

◎日本の市区町村教育委員会や学校は、他の市区町村と連携して転学の手続きを行っています。

◎転学する場合は、必ず事前に、学校又は市区町村教育委員会に相談してください。

※ 帰国等の場合

帰国等により出国する場合については、必ず事前に、学校又は市区町村教育委員会に相談してください。

◎日本的市区镇村的教育委员会及学校会和其他市区镇村协作办理转学手续。

◎在转学的时候，一定要事先跟学校或市区镇村教育委员会商量。

※回国等的情况

关于要回国等需要出境的情况，一定要事先和学校或者市区镇村教育委员会商量。

3. 学校生活について（小学校・中学校）

① 学校の1日

授業時間数は、曜日や学年によって異なります。土曜日、日曜日は原則休みです。

1時限は、一般に小学校は45分、中学校は50分です。

小学校では、担任の先生が中心になって、ほとんどの教科を指導します。中学校では、教科ごとに先生が替わります。

◆給食の時間

多くの小学校及び中学校は、学校教育活動の一環として学校給食を実施しています。学校給食では、児童生徒が配膳や後かたづけをすることが一般的です。また、みんながそろって楽しく、栄養バランスのとれた食事をとることを通じて、正しい食事の在り方や好ましい人間関係を学び、生涯にわたって健康な生活を送れるよう、様々な工夫がなされています。

給食費は、保護者が負担することになっています。

※健康上、あるいは宗教上の理由により食べることができない食材等がある場合は、学級担任に相談してください。

◆清掃の時間

日本の学校では、自分たちの使う教室や校庭などを分担して、児童生徒が清掃します。

◆部活動

児童生徒のうち希望者は、放課後に、運動や文化的な活動を行うことができます。

3. 关于学校生活（小学·中学）

① 学校的一天

上课时间因星期和学年不同而异。星期六和星期天原则上休息。

小学一节课一般是45分钟， 中学是50分钟。

小学上课是以班主任老师为中心，几乎指导所有教学科目。中学的是按学科不同而变换。

◆ 供餐时间

很多小学和中学都把在学校提供午餐作为学校教育活动的一环来实施。学校提供午餐时一般由是通过学生们自己配餐、收拾碗筷。另外通过聚在一起愉快地摄取营养丰富的午餐来学习正确的进餐方法和建立良好的人际关系，并且下了很多功夫使学生们学会如何在今后一生中都能够健康地生活。

午餐费是由监护人负担的。

※ 健康或是宗教上的理由有不能食用的食品的情况，请跟学级班主任商量。

◆ 清扫时间

日本的学校都是学生分工把自己上课的教室和校园打扫干净。

◆ 课外活动

放学后， 学生可以自愿参加各种运动和文化方面的活动。

② 学校の1年

日本の学校は毎年4月に始まり、3月に終わります。

多くの学校は、1年間で2つないし3つの学期に分けています。

各学期の主な学校行事は次のとおりです（例は3学期制の場合です）。

学校行事の名称や内容、時期などは、地域や学校により異なります。

◆1学期 4月～7月

○始業式（4月）

学期の始まりの式です。2学期（9月）、3学期（1月）にもあります。

○入学式（4月）

1年生に入学する児童生徒の入学を祝う行事です。1年生の児童生徒の保護者も出席します。

○身体測定・定期健康診断（4～6月）

児童生徒の身長、体重などを測ったり、視力などを検査します。

児童生徒の健康状態を医者が検診します。

○修学旅行

主に最高学年において、学年全員で宿泊を伴う数日間の旅行をします。

○遠足・校外学習

校外に出かけ、体験活動や見学をします。

○授業参観・学級懇談会

保護者が学校へ行き、授業の様子や児童生徒の学校生活の様子をみます。

また、学校や家庭生活について、保護者と学級担任が情報交換をします。

○終業式（7月）

学期の終わりの式です。2学期（12月）にもあります。

◆夏休み(7月末～8月末)

約30～40日間の休みです（地域によって日数が違います）。

② 学校的一年

日本的学校是每年4月开学，3月结束。

很多学校一年间分为2个或者3个学期。

各学期主要的学校活动如下（例子是一学年分为3个学期的状况）。

学校活动的名称和内容，时期等因地区及学校而异。

◆第1学期 4月~7月

○开学典礼（4月）

第1学期开始的仪式。在第2学期（9月），第3学期（1月）也有。

○入学典礼（4月）

祝贺一年级新生入学的仪式。1年生的监护人也出席入学典礼。

○身体测定・定期体检（4月~6月）

测定学生的身高、体重等。检查视力等。

医生诊断学生的身体情况、健康状况。

○修学旅行

主要是在最后的一个学年里，组织整个年级的全体学生进行在外住宿的数天的旅行。

○郊游・校外学习

到校外进行体验活动和参观学习。

○参观教学日・班级谈心会

监护人去学校参观上课的情况及学生在学校的生活状况。

另外，监护人和学级班主任交换关于学校及家庭生活状况的情报。

○结业典礼（7月）

学期结束的仪式。第2学期（12月）也有。

◆暑假（7月底~8月底）

大约30~40天的假期（根据不同地区天数不一样）。

◆2学期 9月～12月

○始業式（9月）

○運動会・体育大会

短距離走やリレー、玉入れやダンスなどをしたり、学級の友達の応援をしながら、運動に親しむ行事です。

○音楽・演劇鑑賞会

優れた芸術を鑑賞したり、音楽を聴いたりして心を豊かにします。

○学芸会・文化祭

児童生徒が製作した作品やレポートなどの展示や、児童生徒が楽器の演奏や合唱、演劇等の発表をしたり、それらを鑑賞したりする会です。

○終業式（12月）

◆冬休み(12月末～1月初め)

約2週間の、比較的短い休みです（地域によって日数が違います）。

◆3学期 1月～3月

○始業式（1月）

○卒業式（3月）

最上級生の学校の卒業を祝う行事です。

○修了式（3月）

第3学期の終業式であるとともに、1年の締めくくりの式です。

◆春休み(3月末～4月初め)

この休みが終わると、進級または進学します。

◆第2学期 9月~12月

○开学典礼（9月）

○运动会·体育比赛

进行短距离赛跑、接力赛、扔球、跳舞等项目，是一种一边为同班同学加油、一边参加各种项目的活动。

○音乐·戏剧欣赏会

欣赏、聆听优秀的艺术作品，充实自己的心灵。

○文艺会演·文化节

学生把制作的作品以及报告书展示出来，学生又是演奏乐器，合唱，演戏，又可以来欣赏作品及演出。

○结业典礼（12月）

◆寒假（12月底~1月初）

大约休息两周，是比较短的假期（根据不同地区天数不一样）。

◆第3学期 1月~3月

○开学典礼（1月）

○毕业典礼（3月）

祝贺最高年级学生毕业的仪式。

○修了仪式（3月）

在结束第3学期学习的同时，总结一年情况的仪式。

◆春假（3月底~4月初）

这个假期结束后，就升级或升学。

○国民の祝日○

国民の休日は、次のように定められ、この日は学校は休みになります。

- | | |
|----------------|---|
| 1月1日（元日） | 年の初めを祝う。 |
| 1月第2月曜日（成人の日） | おとな（二十歳）になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いほめます。 |
| 2月11日（建国記念の日） | 建国をしのび、国を愛する心を養う。 |
| 3月春分日（春分の日） | 自然をたたえ、生物をいつくしむ。 |
| 4月29日（昭和の日） | 激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。 |
| 5月3日（憲法記念日） | 日本の国の憲法の施行を記念し、国の成長を願う。 |
| 5月4日（みどりの日） | 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。 |
| 5月5日（こどもの日） | こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。 |
| 7月第3月曜日（海の日） | 海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。 |
| 8月11日（山の日） | 山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。
（平成28年から） |
| 9月第3月曜日（敬老の日） | 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。 |
| 9月秋分日（秋分の日） | 祖先をうやまい、なくなった人をしのぶ。 |
| 10月第2月曜日（体育の日） | スポーツに楽しみ、健康な心身をつちかう。 |
| 11月3日（文化の日） | 自由と平和を愛し、文化をすすめる。 |
| 11月23日（勤労感謝の日） | 勤労をたっとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。 |
| 12月23日（天皇誕生日） | 天皇の誕生日を祝う。 |

○国民的节日○

大约休息两周， 是比较短的假期（根据不同地区天数不一样）。

1月1日（元旦）	庆祝新的一年开始。
1月第2个星期一（成人节）	庆贺并鼓励满20岁的青年，使其认识到自己已是成年人决心靠自己的力量生活下去。
2月11日（建国纪念日）	回顾建国历程，培育爱国之心。
3月春分（春分日）	赞美自然，爱护生物。
4月29日（昭和之日）	回顾昭和时代，经历了动荡时期之后复兴了家园， 展望国家的未来。
5月3日（宪法纪念日）	纪念日本国宪法的实施，祝愿国家的发展。
5月4日（绿色之日）	亲近自然并感谢其恩惠，培育美好的心灵。
5月5日（儿童节）	尊重儿童的人格，谋求儿童的幸福，同时感谢母亲。
7月第3个星期一（海之日）	感谢大海的恩惠，同时祝愿海洋国家日本的繁荣。
8月11日（山之日）	有了亲近山的机会，对山带来的恩惠表示感谢。 （从平成28年开始）
9月第3个星期一（敬老日）	敬爱多年为社会作出贡献的老年人，祝愿他们长寿。
9月秋分（秋分日）	敬仰祖先，悼念故人。
10月第2个星期一（体育节）	热爱体育，保持身心健康。
11月3日（文化节）	热爱自由、和平，发展文化事业。
11月23日（勤劳感谢节）	重视勤劳，庆祝生产，国民互相表达感谢之情。
12月23日（天皇诞辰）	庆贺天皇诞辰。

③ 評価

児童生徒の成績や学校生活の様子については、学期末の通知表などにより学校から家庭に伝えられます。

④ きまり・規則

一人一人が健康で安全に楽しい生活が送れるように、学校にはいろいろなきまりがあります。

小学校では、多くの学校は服装や持ち物の規定はありませんが、体育の授業の時は、動きやすい運動着に着替えるのが一般的です。中学校では、それぞれの学校で服装を規定していることが多く、靴は、歩いたり運動しやすいものとされています。

校舎内では、多くの学校は上履きに履き替えています。

多くの学校では、マニキュアをしたり、ピアス等のアクセサリーを付けたりして登校することを禁じています。また、学校でおやつを買ったり、食べたりすることはできません。

⑤ 健康と安全

学校では、児童生徒の健康と安全に留意しています。

◆保健室

児童生徒が病気になったり、けがをしたりしたときなどは、保健室で救急処置をし、必要により病院や家庭に連絡をします。

また、保健室では健康管理や保健指導、健康相談なども行います。

3 评价

学校以学期末成绩册的形式把学生的成绩和学校生活的情况通知给每个学生家庭。

4 规定·规则

为了使每个学生都能健康、安全、愉快地度过学校的生活，学校制订了各种规定。

在小学，大多数学校对服装和需带的东西没有规定，但是在上体育课时一般要换上便于活动的运动服。在中学里，可以说大多数学校都规定了要穿校服。鞋要穿便于行走和运动的。

在校舍里，按照日本的习惯，很多学校一般都要换上室内穿的鞋。

很多学校几乎都禁止学生染指甲，戴耳环等装饰品到学校来。另外，通常也不能在学校买零食吃。

5 健康与安全

学校很注意学生的健康和安

◆保健室

学生生了病或受了伤时，由保健员在保健室作应急护理，并根据需要与医院和家里取得联系。另外，在保健室也负责实施健康管理、保健指导和健康咨询等。

◆定期健康診断

児童生徒の健康状態を把握するために、法律の定めるところにより、定期的に健康診断を行います。その結果に基づいて、治療勧告や保健指導を実施します。

○学校が行う検査

身長、体重、視力、聴力、結核、心電図、尿検査等

(学年により実施しないものもあります。)

○学校医による診察

内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付」

学校生活中の事故やけがに備える制度として、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の「災害共済給付制度」が設けられています。

掛金の一部は保護者の負担になっています。

⑥ 学校と家庭の連携

学校には、「PTA」という保護者と先生の会があり、協力しあって教育が円滑に進むよう支援する活動をしています。

保護者と先生が協力して、「親子参加による自然体験」や「登下校時の安全指導」などの活動を行います。

◆定期体检

为了掌握学生们的健康状况，依据法律实施定期体检。根据其结果，劝其治疗或进行保健指导。

○在学校进行的检查

身高、体重、视力、听力、结核、心电图、尿检查等。

（根据学年，也有不实施的项目）

○校医做的检查

内科、眼科、耳鼻喉科、牙科

◆独立行政法人日本体育振兴中心「灾害共济金」

为了防备学校生活中的事故和负伤等不测，设立了「独立行政法人日本体育振兴中心」的「灾害共济金」制度。缴纳的一部分资金由监护人负担。

⑥ 学校和家庭的配合

学校里有由监护人和老师组成的叫作「PTA」的组织，他们互相协助，以便使教育活动顺利进行。

监护人和老师合作，举行「父母和孩子共同参加的自然体验活动」，「上学、放学时的安全指导」等活动。

4. 教育相談について

① 学校の教育相談

日本の学校では、保護者と学校の先生が子供のことを話し合う教育相談の機会があります。子供の学校生活上の問題、例えば、いじめ、不登校、進学悩みなどは、この機会を利用するとよいでしょう。必要な場合は、通訳などを介して相談することもよいでしょう。

◆家庭訪問

担任の先生が子供の家庭を訪問して、子供の学校や家庭での様子について保護者と話し合います。実施しない学校もあります。

◆保護者会

保護者が学校に行き、校長先生の話の聞いたり、担任の先生と話し合いをしたりします。個人的な相談というよりは、子供たち全体に関わる問題について話し合うことが中心となります。

◆個人面談

通常は、子供自身や子供の保護者と担任の先生との間で行われる話し合いや相談のことをいいます（子供、保護者、担任の先生の三人で話し合うこともあります）。

個人的な悩みや問題を相談する上で、最もよい機会となります。個人面談は、定められた日時に行いますが、担任から事前に通知されます。また、学校によっては、保護者の申し出により、都合のよい日時に面談の機会を持ったり、通訳をつけたりするなどの配慮をしていることもあります。

4. 关于教育咨询

1 学校的教育咨询

日本的学校里有监护人和学校老师就孩子们的话题进行交谈的教育咨询的机会。学生们在学校生活中出现的问题，比如说，欺负人，不上学，升学的苦恼等问题，都可以利用这个机会说出来。必要的时候，还可以通过翻译来交谈。

◆家访

学校的班主任老师到孩子家去，就孩子在学校和家里的情况进行交谈。也有的学校不进行家访。

◆监护人会

监护人到学校去，听校长介绍情况，跟班主任老师交谈。与其说是个别的咨询，不如说该监护人会的中心是就所有孩子所引发的问题进行相互交流。

◆个人面谈

通常是指孩子自己或者孩子监护人与班主任老师之间进行的交谈和咨询（也有孩子，监护人，班主任老师三个人进行交谈的情况）。

这是商量个人的苦恼和问题的最好的机会。个人面谈是按规定的日期进行的，由班主任事先通知学生家里。另外，也有的学校是根据监护人的要求，选择他们合适的时间进行面谈，也有考虑到给配备翻译等的情况。

② 学校以外の教育相談機関

学校以外にも、子供の教育相談を行う機関があります。特別支援教育を含む就学に関わる相談や、いじめ、不登校などについては、都道府県や市区町村の教育委員会が相談窓口となります。

◆都道府県・市区町村の教育相談機関

○就学相談窓口

小学校・中学校は市区町村教育委員会、公立の高等学校や特別支援学校は都道府県教育委員会が窓口となります。

○外国人専用相談窓口

都道府県や市区町村の役場の中には、教育相談も含めた一般相談の外国人専用窓口があるところもあり、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語などで相談することができる場合もあります。

② 学校以外的教育咨询机构

在学校以外也有儿童的教育咨询机构。对于包括特殊支援教育在内的就学咨询、欺负人、不上学等问题，都道府县和市区镇村的教育委员会都可以作为其咨询的窗口。

◆都道府县・市区镇村的教育咨询机构

○就学咨询窗口

小学・中学是由市区镇村教育委员会作为咨询窗口，公立的高中和特别支援学校是由都道府县教育委员会作为咨询窗口。

○外国人专用咨询窗口

在都道府县和市区镇村的公務所里，有的还设有包括教育咨询在内的外国人一般咨询专用的窗口，有的还可以用英语，汉语，葡萄牙语，西班牙语等语言进行咨询。

[就学案内の例]

ねん がつ にち
年 月 日

ほごしや さま
保護者 様

きょういくいいんかい
教育委員会

こさま にゅうがく
お子様の入学にあたって

あなたのおこさまは4月がつからしょうがっこう小学校（ちゅうがっこう中学校）ににゅうがく入学する年齢ねんれいとなりますので、
下か記きのしょうがっこう小学校（ちゅうがっこう中学校）ににゅうがく入学を希望きぼうされる場合は、ねん年がつ月にち日までにきょういく教育委
員会いんかいにしゅうがくしんせいしょ就学申請書ていしゆつを提出してください。

かくがっこう各学校では、こくせき国籍ちがが異なることによるへんけん偏見やさべつ差別をなくし、それぞれのくに国の生活や
ぶんか文化をりかい理解し、ともにい生きていこうとする態度たいどをそだ育てるためのどりよく努力をしています。

き
記

にゅうがくよていこう
入学予定校：

にゅうがくきじつ 入学期日： ねん年 がつ月 にち日

[就学案内の例]

年 月 日

各位监护人

教育委员会

您的孩子处于入学时期

因为您的孩子到了从4月份开始就读小学（中学）的年龄，如果您想让您的孩子就读以下小学（中学），请在 年 月 日之前向教育委员会递交就学申请书。

在各学校不存在因国籍不同而存在的偏见与差别，各学校将努力让每个孩子了解他们各自国家的生活习惯与文化，同时培养他们一种共同生活的态度。

记

计划就读的学校：

就读时间： 年 月 日

発行元：文部科学省国際教育課
東京都千代田区霞が関 3-2-2
03-5253-4111（2035）